

気象関係事務処理要綱

平成 17 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は気象関係の事務を定めるもののほか、異常気象時の災害の軽減を図るため、必要事項を定める。

(異常気象及び自然災害)

第 2 条 異常気象及び自然災害とは、次に該当する場合をいう。

- (1) 火災警報が発令されたとき。
- (2) 火災気象通報が発表されたとき。
- (3) 林野火災注意報・警報が発令されたとき。
- (4) 大津波警報及び津波又は高潮の注意報、警報が発表されたとき。
- (5) 台風及び大雨に伴い相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。
- (6) 地震に伴う災害が発生したとき。
- (7) その他の気象等に関する特別警報又は警報が発表されたとき。

(気象観測)

第 3 条 気象観測は、下関地方気象台及び防府市消防本部（以下「消防本部」という。）の気象観測機器等によるものとする。ただし、消防本部の気象観測値は参考とする。

(測定内容)

第 4 条 気温、湿度、風向、風速、気圧、雨量を測定する。

(消防本部の気象観測機器等の点検)

第 5 条 気象観測機器等は適正に管理するものとする。

- 2 気象観測機器等は、広域通信管理課員が毎月 1 回以上点検する。
- 3 前項の点検は、機器の外観及び機能について行う。
- 4 点検結果を別表 1 の様式で記録保存するとともに、気象観測機器等に不具合が生じた場合は、広域通信管理課長に報告する。

(異常気象時及び自然災害の出動)

第 6 条 異常気象時及び自然災害での出動は別に定める火災等出動体制運用要綱による。

(火災警報の発令)

第7条 防府市火災予防条例等の施行に関する規則（以下「条例規則」という。）

第7条第1項及び第2項に基づき火災警報が発令された場合は、次のとおり広報活動を行う。

（1） 火災警報発令時のサイレン吹鳴は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第34条に基づく消防信号による。

（2） 防府市メールサービスの登録者に火災警報の発令を通知する。

2 条例規則第7条第2項第1号及び第2号に掲げる基準値は、消防本部の気象観測値を基に、航空自衛隊防府北基地の気象観測値と照合し判断する。

（火災警報の解除）

第8条 条例規則第7条に基づき火災警報が解除された場合は、次のとおり広報活動を行う。

（1） 火災警報解除時のサイレン吹鳴は、規則第34条に基づく消防信号による。ただし、20時以降は吹鳴しない。

（2） 防府市メールサービスの登録者に火災警報の解除を通知する。

（林野火災注意報・警報の発令）

第9条 条例規則第6条の5及び第7条第3項に基づき林野火災注意報・警報が発令された場合は、次のとおり広報活動を行う。

（1） 消防車両等により、各署所の管轄地域の巡回広報を実施する。

（2） 防府市メールサービスの登録者に林野火災注意報・警報の発令を通知する。

（林野火災注意報・警報の解除）

第10条 林野火災注意報・警報が解除された場合は、防府市メールサービスの登録者に林野火災注意報・警報の解除を通知する。

（火災気象通報の発表）

第11条 下関地方気象台が県内に火災気象通報を発表した状況下で、消防本部の気象観測機器の観測値が発表基準に達した場合は、次のとおり広報活動を行う。

（1） 消防車両等により、各署所の管轄地域の巡回広報を実施する。

（2） 防府市メールサービスの登録者に火災気象通報の発表を通知する。

（火災気象通報の解除）

第 12 条 火災気象通報は、乾燥注意報または強風注意報が解除された時点で解除とする。

(雨量情報の提供)

第 13 条 雨量関係の連絡体制については、時間雨量が 30 ミリ以上又は 30 ミリに達する見込みがある場合、警備室当直責任者に連絡をするとともに、必要に応じて、広域通信管理課長、消防署長に連絡する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

気象観測機器点検簿

合 議	係	主 任	係 長	課長補佐	課長

年 月 日

器 名	状 況				処置	点検者
風 向 風 速 計	外 観		機 能			
気 圧 計	外 観		機 能			
温 度 湿 度 計	外 観		機 能			
雨 量 計	外 観		機 能			
気象情報収集装置	外 観		機 能			
備 考						

気象観測機器点検簿

合 議	係	主 任	係 長	課長補佐	課長

年 月 日

器 名	状 況				処 置	点検者
風 向 風 速 計	外 観		機 能			
気 圧 計	外 観		機 能			
温 度 湿 度 計	外 観		機 能			
雨 量 計	外 観		機 能			
気象情報収集装置	外 観		機 能			
備 考						